

事 務 連 絡
令和6年1月19日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

水産庁増殖推進部研究指導課長

令和6年能登半島地震の発生に伴い「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」の実施に影響を受ける漁業者等に対する配慮について（依頼）

平素より、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」（以下「漁船リース事業等」という。）の漁村地域活性化に向けた取組の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、漁船リース事業等により漁船等のリースを受けている漁業者等から、リース料の支払の猶予等について申出があった場合には、被害状況等を十分に把握した上で、速やかな事業計画の変更手続をお願いいたします。

この場合、事業を実施するリース事業者の借入れに関係する金融機関や保証機関との十分な協議を行うことが必要となることにも十分ご留意下さい。